

○觀光庁告示第二号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間を次のとおり指定したので、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月一日

観光庁長官 久保 成人

三十四 先行技術調査（伝送システム）	伝送方式、移動無線通信システム、ファイルタ、伝送細部、増幅器等
三十五 先行技術調査（電話通信）	電話システム、交換、遠隔制御、電力系統、マイクロ波等
三十六 先行技術調査（デジタル通信）	符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等
三十七 先行技術調査（映像機器）	電子楽器、カラオケ音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン（信号の符号化、双方向、受信機等）等
三十八 先行技術調査（画像処理）	C G、C A D、画像認識、ファクシミリ等
三十九 先行技術調査（情報記録）	磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置の記録・再生のための信号処理、索引・編集等

公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第八条第一項の規定に
基づき、情報提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。
一 鉄道及び軌道 次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留所とを結
ぶ区間

起 点	終 点	主たる経過地	路 線 名	公共交通事業者等
新千歳空港	札幌	千歳 白石	千歳線 函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	旭川		函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	小樽	南小樽	函館線	北海道旅客鉄道株式会社
札幌	函館	洞爺	函館線 室蘭線	北海道旅客鉄道株式会社
麻生	釧路	南千歳 帯広	石勝線 根室本線	北海道旅客鉄道株式会社
宮の沢	真駒内		南北線	札幌市
栄町	新さっぽろ		東西線	札幌市
函館	福住		東豊線	札幌市
青森	弘前		奥羽線	東日本旅客鉄道株式会社
弘前	十二湖	川部	奥羽線 五能線	東日本旅客鉄道株式会社
一関	平泉		東北線	東日本旅客鉄道株式会社
富沢	泉中央		南北線	仙台市
仙台	松島海岸		仙石線	東日本旅客鉄道株式会社
仙台空港	仙台	名取	仙台空港線 東北線	仙台空港鉄道株式会社
郡山	会津若松		磐越西線	東日本旅客鉄道株式会社
秋田	十二湖	東能代	奥羽線 五能線	東日本旅客鉄道株式会社
成田空港	東京 横浜	成田 佐倉	成田線 総武線 東海道線	東日本旅客鉄道株式会社
成田空港	京成上野		京成本線 成田空港線	京成電鉄株式会社
羽田空港第2ビル	モノレール浜松町		東京モノレール羽田空港線	東京モノレール株式会社